

## 補助金等調査表（チェックシート）

所属 \_\_\_\_\_ 商工観光課

### (1) 補助金の内容

|             |  |   |  |
|-------------|--|---|--|
| 名 称         | 浦安市商店街共同施設設置等事業費補助金  |   |  |
| 交 付 開 始 年 度 | 昭和53年度   | 終了予定年度  |  |
| 交 付 先       | (1)中小企業等協同組合<br>(2)市長が適当と認める任意の商業団体  |   |  |
| 交付の目的・必要性   | 市内の商業団体に対し、街路灯など共同施設の設置及び維持管理に要する経費の一部を補助することで、商業環境の整備を促進し、商店会の振興を図る。  |   |  |
| 対象事業の内容     | 市内の商業団体が行う、街路灯、アーチやアーケード等の設置及び街路灯（アーチ等に設置されたものを含む）の維持管理に要する経費の一部を補助する。<br>（補助額）<br>• 街路灯、アーチ等の設置事業 補助率1/3以内(上限1,000万)<br>• 街路灯の維持管理費用<br>(1)電気料金 補助率3/10以内<br>(2)街路灯の修繕費 補助率3/10以内（上限5万円/1基） |   |  |
| 形 態         | <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助<br><input type="checkbox"/> 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは <input type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助               |   |  |
| 直近の見直し状況    | 見直した時期   |   |  |
|             | 内 容  |   |  |
| 交 付 申 請     | 受領書類   | <input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電気料金：領収書、街灯の配置図 工事：見積書、工事仕様書、収支予算書など）    |  |
|             | 確認内容   | • 電気料金：領収書により、支払った電気料料金を確認<br>• 工事：計画書や見積書により、工事の内容を確認、必要に応じて、現場確認を行う。  |  |
| 実 績 報 告     | 受領書類   | <input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input checked="" type="checkbox"/> その他（共通：商店街共同施設設置等事業費補助金交付請求書、工事：商店街協同施設設置等事業完了報告書を追加提出） |  |
|             | 確認内容   | 交付申請時に電気料金の領収書を確認し、補助金額の審査を行っている。   |  |

## (2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

|     |  | 評価                | 評価の理由・具体的な根拠指標  |
|-----|--|-------------------|---|
|     |  |                   |   |
| 公益性 | 補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。 | 評価<br>上記以外の中間的なもの | 補助金を交付することは、商店街に設置された街路灯の維持につながり、市民が商店街で安全・安心に買い物ができる環境を整備するとともに商店街の維持・振興に資することができた。  |
|     | 補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。                  | 評価<br>やや合っていない    | 市内商店会の数と会員数は減少を続けている状況である。既存の街路灯に問題が生じないよう、維持管理を行うことは欠かせないが、市内商店会の実態に合わせて、補助内容などについて見直しを検討することが必要な時期となっている。   |
| 必要性 | 補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。                 | 評価<br>ある          | 「ある」→妥当性について記入。<br>「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。<br>街路灯などの共同施設は、商店街の買い物客及び通行者の安全・安心な環境の維持に広く効果を及ぼすものであり、補助金を交付することが妥当である。                                       |
|     | 補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。          | 評価<br>できない        | 「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。<br>「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的な根拠を記入。<br>商店会の会員数の減少により街路灯の維持管理が負担となっている。補助がない場合、商店会によっては街路灯の維持に支障が生じる可能性がある。             |
| 必要性 | 市民ニーズが高いものである。                           | 評価<br>やや高い        | 評価の理由・具体的な根拠指標<br>商店街に設置された街路灯を維持することは商店街の買い物環境の維持・振興に資するとともに、市民の日常生活の安全・安心にもつながるものであるため、一定の市民ニーズがある。   |
|     | 市民ニーズに即している。                             | 評価<br>即している       | 評価の理由・具体的な根拠指標<br>商店街に設置された街路灯を維持することは商店街の買い物環境の維持・振興に資するとともに、市民の日常生活の安全・安心にもつながるものであるため、一定の市民ニーズに即している。  |
| 必要性 | 補助金の意義について、的確に説明できる。                     | 評価<br>できる         | 「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。<br>「できない」→説明できない理由について記入。<br>市内の商業団体に対し、街路灯などの共同施設の設置及び維持管理に要する経費の一部を補助することで、商店街に設置された街路灯の維持につながり、市民が安全・安心に買い物できる環境を整備することができる。 |
|     | 補助期限（終期）を設定している。                         | 評価<br>未設定         | 「設定済」→設定年度とその根拠を記入。<br>「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。<br>街路灯については、使用に支障が生じないよう、維持・補修を継続することが重要であるため、終期は設定していない。   |
| 必要性 | 補助金申請に係る積算根拠が明確である。                      | 評価<br>はい          | 「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。<br>「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。<br>商店街協同施設設置事業計画書、見積書、工事仕様書、収支予算書などで確認している。   |

|             |  |                  |  |
|-------------|--|------------------|--|
| 施策との整合性     | 当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。                                 | 評価<br>している       | 「している」→どのような点で整合しているのか記入。<br>「していない」→整合してないにも関わらず補助する理由を記入。<br><br>商店街街路灯の維持は、商店街の買い物環境の維持・振興に資するものであり、市内商工業の振興という市の政策目的と整合している。   |
|             | 補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。                                  | 評価<br>いいえ        |  |
| 公平性         | 事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金がその事業者にだけ交付される合理的な理由がある。） | 評価<br>いいえ        | 「はい」を選んだ理由<br><br>「いいえ」の場合、補助金がその事業者にだけ交付される合理的な理由を記入。<br>市内中小店舗の経営支援と市民の生活環境向上を兼ねて、中小店舗で構成される商店会に対象を限定して補助を行っている。   |
|             |  | 評価<br>設定済        | 「設定済」→補助率とその根拠を記入。<br>「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。<br><br>各設置事業は、対象事業費の1/3以内とし、その限度額は1,000万円。<br>街路灯の電気料は、現に支払った額の3/10以内。<br>街路灯の修繕は、1基あたりの修繕に要した経費の3/10以内とし、その額は1基につき5万円を限度とする。<br>根拠：浦安市商店街共同施設設置等事業費補助金交付要綱 |
| 効率性         | 補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。                              | 評価<br>十分効果をあげている | 効果の測定方法・具体的な根拠指標<br><br>当該補助金の活用により、96基(アーチ4、街路灯92)の維持管理が行われている。   |
|             |  | 評価<br>はい         | 評価理由<br><br>夜間でも明るい商店街を維持し、安心して買い物ができる環境を整備することで、安全で賑わいのある商店街の形成に効果があると考える。  |
| 補助対象外経費の明確化 | 手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。                     | 評価<br>はい         | 評価の理由・具体的な根拠指標<br><br>市内商店会が所有する街路灯が対象であるため、委託等の手法を取るためには市に所有権を移転する必要がある。<br>その場合、維持管理の負担が市に発生するため、補助金を交付することが合理的であると考えられる。  |
|             | 国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乗せ・横出しそして補助事業は除く）        | 評価<br>ない         | 「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。  |
| 補助対象外経費の明確化 | 補助金対象内外経費が明らかになっているか。                                    | 評価<br>はい         | 「はい」→何で確認をしているか記入。<br>「いいえ」→明確にしていない理由を記入。<br><br>電力会社が発行する領収書で確認を行っている。   |
|             | 補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）             | 評価<br>対象としていない   | 「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）  |

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

|                       |   |        |   |
|-----------------------|---|--------|---|
| 団<br>体<br>補<br>助<br>金 | 団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。                                  | 評価     | 評価の理由   |
|                       |   | はい     | 市内商店会の設置および活動目的は多岐にわたるが、街路灯等の共同施設の設置及び維持に係る経費の一部を補助することは、安全・安心に買い物できる環境の整備につながることから整合している。団体としての活動実態は加盟店の撤退に伴い、減少傾向にある。 |
|                       | 補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。   | 評価     | 「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。<br>「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。   |
|                       |   | いいえ    | 補助事業の内容及び交付対象団体が、限定的であるため、情報公開に適さないと考える。  |
|                       | 団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。                                 | 評価     | 「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。<br>「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。   |
|                       |   | いいえ    | 当該補助金は対象団体が現に支払った街路灯の電気料の3/10以内を補助金として交付しており、団体の決算及び監査状況までの確認の必要性がないため、把握していない。   |
| 繰<br>越<br>金           | 補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。  | 評価     | 「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。<br>※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。   |
|                       |   | 事業補助   |   |
|                       | 市職員が補助金交付団体の事務を行っていないか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）                                      | 評価     | 「行っている」の場合、合理的な理由を記入。   |
|                       |   | 行っていない |   |
|                       | 交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越し金を計上している。<br><u>(※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したもの</u> を別紙にて提出のこと) | 評価     | 具体的な根拠指標  |
|                       |   | いいえ    | 直近決算額における補助金額 _____ 円<br>繰越し金額 _____ 円<br>〔 うち補助事業会計分 _____ 円<br>うち団体独自会計分 _____ 円 〕                                    |
|                       |   |        | 繰越し金額が生じた具体的な原因について記入。  |
|                       | 上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額なし、休止などの必要な対策を考えている。                                       | 評価     | 「はい」→具体的な対応策について記入。<br>「いいえ」→対応できない理由について記入。  |
|                       |   |        |   |

### (3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

各自治体において、街路灯などについて維持・管理に関する費用を補助している。

### (4) 補助金の課題

商店会数は減少傾向にあり、街路灯などを管理する商店会が、所有施設の清算を行なわずに解散した場合、管理者が不在となり、共同施設の維持管理や撤去が困難となる。

### (5) 所属長の総合評価

会員数の減少や会自体の解散が重なり、市内商店会が縮小していく状況にある。

そのため、市内商店会の現状を調査・把握した上で、本補助金を含め、支援策のあり方について見直しを行う。

### (6) 補助金の今後の方向性

現行のまま継続

見直しをしたうえで継続

廃止

その他

他の内容

現行  
継続の  
理由

見直しの時期

令和5年度

見直しの  
内容

市内商店会のあり方を再検討する中  
で、本補助金や商工業振興共同事業  
補助金も見直しを行う。

廃止の時期

廃止の理  
由